

## 参考資料

- 国分寺市市民憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
- 国分寺市非核平和都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
- 計画策定の経過・検討組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195



## I 国分寺市市民憲章

### ○国分寺市民憲章

昭和 49 年 11 月 3 日  
告示第 80 号

緑あふれる武蔵野の，天平の史跡国分寺。

わたしたち国分寺市民は，力をあわせて清新な住みよいまちをつくるために，市民憲章を定めました。

- 1 わたしたちは 文化遺産を大切にし 自然の環境を守りましょう
- 2 わたしたちは 健康を増進し 豊かな教養を身につけましょう
- 3 わたしたちは 健全な青少年を育成し 互に手を結び助けあいましょう
- 4 わたしたちは いつも笑顔で働き 活気のあるまちをつくりましょう
- 5 わたしたちは 市民としての自覚を高め すすんで責任をはたしましょう

## II 国分寺市非核平和都市宣言

### ○国分寺市非核平和都市宣言

昭和 59 年 8 月 6 日  
制定

世界の恒久平和は，人類共通の願いである。

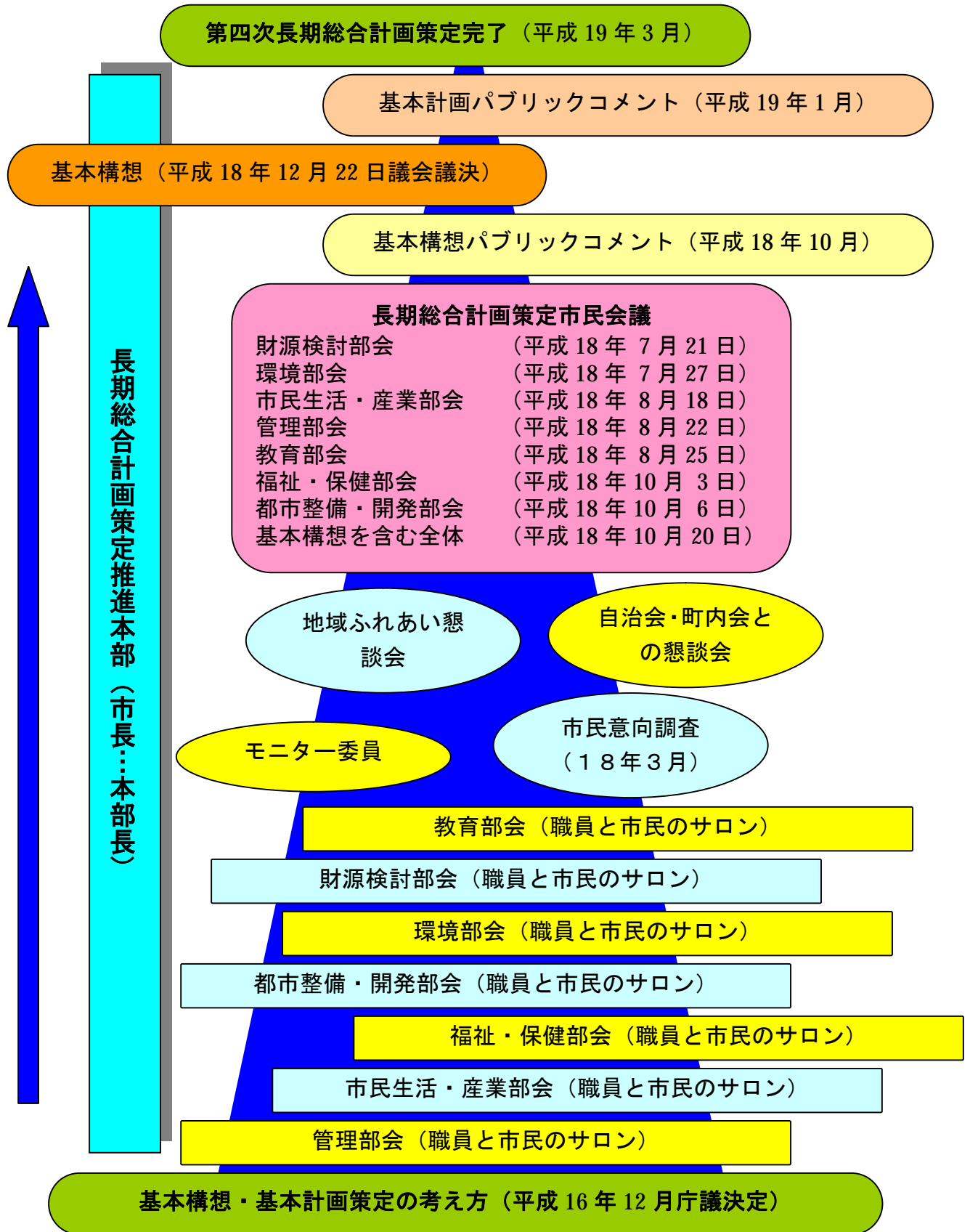
しかしながら核軍備拡大は激化の一途をたどり新たな核戦争の危機をはらんでいる。

私たちは戦争による世界最初の被爆国の国民として平和憲法の精神にのっとり核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け積極的な役割を果たさなければならない。

わが国分寺市は世界の平和と人類の幸福を希求し，日本の国是ともいふべき非核三原則の遵守と地球上よりすべての核兵器の廃絶を求めるものである。

国分寺市の地上・上空を問わず，あらゆる国のあらゆる核兵器の持ち込みと通過をも認めないことを確認し非核平和都市を宣言する。

### Ⅲ 計画策定の経過・検討組織



## 国分寺市長期総合計画策定推進本部設置規程

平成 17 年 2 月 3 日  
訓令第 1 号

### (設置)

第 1 条 国分寺市の基本構想及び基本計画（以下「長期総合計画」という。）並びにこれらに基づく実施計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、国分寺市長期総合計画策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により設置された部会が所掌する分野の決定に関すること。
- (2) 分野別の長期総合計画及び実施計画の案（以下「計画案」という。）の全体調整に関すること。
- (3) 全体の計画案の策定に関すること。

### (組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 助役
- (3) 収入役
- (4) 教育長
- (5) 議会事務局長並びに執行機関の部長及び部長相当職の者

### (任期)

第 4 条 本部員の任期は、長期総合計画及び実施計画の策定をもって終了する。

### (本部長及び副本部長)

第 5 条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は助役をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、本部の事務の総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長は、会議の議長となる。

### (意見の聴取等)

第 7 条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (部会の設置)

第 8 条 本部に次に掲げる部会を置く。

- (1) 管理部会
- (2) 財源検討部会
- (3) 市民生活・産業部会
- (4) 福祉・保健部会
- (5) 環境部会
- (6) 都市整備・開発部会
- (7) 教育部会

2 各部会は、その所掌する分野に係る計画案を策定し、本部に報告する。

3 各部会は、前項の計画案の策定に当たっては、市の他の計画と整合を図るとともに、市民の意見の反映に努めるものとする。

### (部会の組織等)

第 9 条 各部会は、それぞれ 15 人以内の部会委員をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- 2 各部会の部会委員の任期は、前条第 2 項に規定する報告をもって終了する。
- 3 各部会に部会長及び副本部会長を置き、各部会委員の中から市長が指名する。
- 4 第 6 条及び第 7 条の規定は、各部会の運営について準用する。この場合において、第 6 条及び第 7 条中「本部」とあるのは「各部会」と、「本部長」とあるのは「各部会長」と、「本部員」とあるのは「各部会委員」と読み替えるものとする。
- 5 前項に規定するもののほか、各部会の運営について必要な事項は、各部会が定める。

### (庶務)

第 10 条 本部の庶務は、政策部政策経営課において処理し、各部会の庶務は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 管理部会 政策部政策経営課
- (2) 財源検討部会 政策部財政課
- (3) 市民生活・産業部会 市民生活部経済課
- (4) 福祉・保健部会 福祉保健部福祉計画課
- (5) 環境部会 環境部環境計画課
- (6) 都市整備・開発部会 都市建設部都市計画課
- (7) 教育部会 教育部庶務課及び生涯学習推進課

### (委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。



## 国分寺市第四次長期総合計画

発 行 者 国分寺市  
〒185-8500 国分寺市戸倉 1-6-1  
電 話 042-325-0111  
F A X 042-325-1380  
E-mail [seisaku@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:seisaku@city.kokubunji.tokyo.jp)  
発行年月日 2007年3月  
編 集 国分寺市 政策部 政策経営課 内線（405）

500・000586



国分寺市